

# 県営住宅団地引継実施要領

県営住宅団地の完成に伴う住宅営繕事務所内での引継の実施については、この要領に定めるところにより行う。

- 1 この要領にて取扱う引継とは、住宅営繕事務所住宅整備課（以下、住宅整備課）において建設し、完成検査（造成工事及び建物工事）を終えた県営住宅団地建物及び共同施設について、これらを住宅整備課長からの依頼にもとづき、同事務所施設管理課（以下、施設管理課）長が引継いで管理を行うことをいう。
- 2 住宅整備課長は、完成検査後取得した県営住宅団地が入居可能となった時点で、直ちに県営住宅団地引継書（第1号様式）を施設管理課長あてに交付するものとする。
- 3 前項の交付を受けた施設管理課長は、立会いを行わせる財産取扱主任（以下、財産取扱主任）を指定するものとする。
- 4 財産取扱主任は、必ず監督員及び受注者並びに管理委託先の（社）神奈川県土地建物保全協会（以下、土地建物保全協会）職員と共に立会いを行わなければならない。
- 5 財産取扱主任は、立会いにあたり特に次の事項に注意し、将来の住宅管理上の意見を付して復命書に記載するものとする。
  - (1) 主要構造部分及び附帯設備等が居住上支障ないか又は支障となる要因がないか。
  - (2) 団地内敷地利用が適当であるか又は土地の境界に不明な点、或いは他から侵害される恐れはないか。
  - (3) 排水、道路その他附帯設備が将来他に及ぼす影響がないか。
  - (4) 共同施設等が入居者の費用負担上公平に行われるよう設備されているか。
  - (5) 立会い後直ちに追加工事又は財政負担を必要とする要因はないか。
  - (6) 移管予定公園、道路及び遊水池等並びにこれらの付帯事項について明確であるか。
  - (7) その他県営住宅維持保全上不完全な点はないか。
- 6 住宅整備課長より引継により收受した図面等については、施設管理課長が（図面等の一部については土地建物保全協会が）適切に保管するものとする。
- 7 財産取扱主任は、立会い後速やかに復命書を施設管理課長に提出し、施設管理課長は復命内容において必要があると認めるときは、住宅整備課長と協議するか、又は自ら実地調査をし、その他必要な措置を講ずるものとする。
- 8 前項により引継ぎを受けた施設管理課長は、県営住宅団地引受書（第2号様式）を住宅整備課長に交付するものとする。なお、引継については復命書の決裁をもって完了とし、それまでの間は住宅整備課長が当該物件を管理（単に維持保全）する。
- 9 財産取扱主任は、引継後、当該引継物件について必要となる財産データの登録変更を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日以降、第 4 項について、(社) 神奈川県土地建物保全協会職員を指定管理者職員と読み替える。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。